

18豊行（情運）第8号

平成19年1月30日

豊橋市選挙管理委員会

委員長 渡 邊 淳 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐 野 真一郎

個人情報の例外的取扱いについて（答申第4号）

平成18年12月21日付け18豊選第326号にて諮問のあった案件について、
下記のとおり答申する。

記

視覚障害者に対する選挙啓発資材を送付するため、点字を読むことができる視覚障害者の個人情報（氏名及び住所）が必要である。しかし、これらの情報を本人から取得することは困難であり、事務を円滑に実施するためにはこれを把握する豊橋盲協会から情報を取得する必要があると考えられる。そして、これらの情報を本人以外から取得することにより、本人の権利利益を不当に害するおそれがあるとは認められない。

よって、点字を読むことができる視覚障害者の氏名及び住所を本人以外から取得することについて、相当な理由があると認められる。

なお、愛知県選挙管理委員会あてに点字選挙啓発資材配布対象者名簿を送付する際には、個人情報が外部に流出することのないよう十分留意すること。